

◎佐賀県条例第46号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年佐賀県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(風俗営業の営業制限地域)</p> <p><b>第4条</b> 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業の営業所の設置を制限する地域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、別表第1の左欄に掲げる施設ごとに、その敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。第12条において同じ。)から、同表の右欄に掲げる許可申請に係る営業所の所在する地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離以内の地域</p> <p>2 略</p> <p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p><b>第5条</b> 法第13条第1項に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は、次の各号に掲げる日とし、同項に規定する当該事情のある地域は、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 1月1日から1月10日までの各日 県内全地域</p> <p>(2) 8月14日から8月16日までの各日 県内全地域</p> <p>(3) 12月25日から12月31日までの各日 県内全地域</p> <p>(4) 前3号に掲げる日のほか、公安委員会が定める日 公安委員会が定める地域</p>	<p>(風俗営業の営業制限地域)</p> <p><b>第4条</b> 法第4条第2項第2号に規定する風俗営業の営業所の設置を制限する地域は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、別表第1の左欄に掲げる施設ごとに、その敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。第12条及び第21条の2において同じ。)から、同表の右欄に掲げる許可申請に係る営業所の所在する地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離以内の地域</p> <p>2 略</p> <p>(風俗営業の営業時間の特例)</p> <p><b>第5条</b> 法第13条第1項に規定する午前0時以後の時は、午前1時とする。</p>

改正前	改正後
<p>2 法第13条第1項に規定する午前零時以後の時は、午前1時とする。</p> <p><b>第6条</b> 法第13条第1項に規定する午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、別表第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 前項の規定は、法第2条第1項第7号の営業（まあじゃん屋を除く。）については、適用しない。 （風俗営業の営業時間の制限）</p> <p><b>第7条</b> 法第2条第1項第7号の営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者は、県内全地域においては、日出時から午前10時まで及び午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が第5条第1項各号に掲げる習俗的行事その他の特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該事情のある地域については、午前1時）までの時間においてその営業を営んではならない。 （遊技場営業者の遵守事項）</p> <p><b>第10条</b> 法第2条第1項第7号の営業（以下「7号営業」という。）</p>	<p>2 法第13条第1項第1号に規定する習俗的行事その他の特別な事情のある日は、次の各号に掲げる日とし、同号に規定する当該事情のある地域は、それぞれ当該各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 1月1日から同月10日までの各日 県内全地域</p> <p>(2) 8月14日から同月16日までの各日 県内全地域</p> <p>(3) 12月25日から同月31日までの各日 県内全地域</p> <p>(4) 前3号に掲げる日のほか、公安委員会が定める日 公安委員会が定める地域</p> <p>3 法第13条第1項第2号に規定する午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、別表第3に掲げる区域とする。</p> <p>4 前項の規定は、法第2条第1項第4号の営業（まあじゃん屋を除く。）については、適用しない。</p> <p><b>第6条</b> 削除</p> <p>（風俗営業の営業時間の制限）</p> <p><b>第7条</b> 法第2条第1項第4号の営業（まあじゃん屋を除く。）を営む風俗営業者は、県内全地域においては、午前6時後午前10時まで及び午後11時から翌日の午前0時前（当該翌日が第5条第2項各号に掲げる習俗的行事その他の特別な事情のある日のいずれかに該当する場合における当該事情のある地域については、午前1時まで）の時間においてその営業を営んではならない。 （遊技場営業者の遵守事項）</p> <p><b>第10条</b> 法第2条第1項第4号の営業（以下「4号営業」という。）</p>

改正前	改正後
<p>及び同項第8号の営業（以下「8号営業」という。）を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 7号営業（まあじゃん屋を除く。）にあつては、客に提供した賞品を買い取らせないこと。</p> <p>(3) 営業所（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による飲食店営業の許可に係る施設において営む8号営業の営業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p> <p>（8号営業に係る営業所への年少者の立入制限）</p> <p><b>第11条</b> 法第22条第5号に規定する8号営業を営む者が営業所に客として立ち入らせてはならない年少者に係る18歳以下の年齢は16歳とし、同号に規定する午後10時前の時は午後6時とする。</p> <p>（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）</p> <p><b>第13条</b> 店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める時間においては、その営業を営んではならない。</p> <p>(1) 法第2条第6項第1号の営業 午前1時から日出時までの時間</p> <p>(2) 法第2条第6項第2号、第3号及び第5号の営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第5条に規定する営</p>	<p>及び同項第5号の営業（以下「5号営業」という。）を営む風俗営業者は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 4号営業（まあじゃん屋を除く。）にあつては、客に提供した賞品を買い取らせないこと。</p> <p>(3) 営業所（まあじゃん屋及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による飲食店営業の許可に係る施設において営む5号営業の営業所を除く。）で客に飲酒させないこと。</p> <p>（5号営業に係る営業所への年少者の立入制限）</p> <p><b>第11条</b> 5号営業を営む風俗営業者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。この場合において、保護者を同伴しないときは、当該16歳未満の者を午後6時から午後10時前の時間において営業所に客として立ち入らせてはならない。</p> <p>（店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限）</p> <p><b>第13条</b> 店舗型性風俗特殊営業（法第2条第6項第4号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める時間においては、その営業を営んではならない。</p> <p>(1) 法第2条第6項第1号の営業 午前1時から午前6時までの時間</p> <p>(2) 法第2条第6項第2号、第3号及び第5号の営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第5条に規定する営</p>

改正前	改正後
<p>業 <u>午前零時から日出時までの時間</u>（以下「深夜」という。） （店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告制限）</p> <p><b>第21条 略</b></p>	<p>業 <u>午前0時から午前6時までの時間</u>（以下「深夜」という。） （店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業の広告制限）</p> <p><b>第21条 略</b> （特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）</p> <p><b>第21条の2</b> <u>法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号に規定する条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。</u></p> <p>(1) <u>別表第1の左欄に掲げる施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）のうち深夜においてサービスを提供しているもの並びに病院及び診療所に限る。）ごとに、その敷地から、同表の右欄に掲げる許可申請に係る営業所の所在する地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超える地域</u></p> <p>(2) <u>別表第3に掲げる区域</u> （特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）</p> <p><b>第21条の3</b> <u>特定遊興飲食店営業は、県内全域において、午前5時から午前6時までの時間においてその営業を営んではならない。</u> （深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動に係る数値）</p> <p><b>第21条の4</b> <u>法第31条の23において準用する法第15条に規定する深夜において特定遊興飲食店営業を営む者が営業所周辺において生じさせてはならない騒音又は振動に係る数値は、騒音にあつては別表第4の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の右欄に定める深夜に係る数値とし、振動にあつては55デシベルとする。</u> （特定遊興飲食店営業者の遵守事項）</p> <p><b>第21条の5</b> <u>特定遊興飲食店営業者は、次の各号に掲げる事項を遵</u></p>

改正前	改正後						
<p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p><b>第23条 略</b></p> <p><b>別表第1 (第4条関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="248 1013 1097 1066"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。</p> <p><b>別表第3 (第6条関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="248 1289 1097 1372"> <tr> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 唐津市の区域のうち、<u>県道唐津停車場線と一般国道204号</u></td> </tr> </table>	略	1 略	2 唐津市の区域のうち、 <u>県道唐津停車場線と一般国道204号</u>	<p>守しなければならない。</p> <p>(1) <u>営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。</u></p> <p>(2) <u>営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。</u></p> <p>(3) <u>客の求めない飲食物を提供しないこと。</u></p> <p>(4) <u>営業中に営業所の入口、客室等に施錠しないこと。</u></p> <p>(5) <u>営業所及びその敷地内において店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営まないこと。</u></p> <p>(6) <u>午後6時から午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めること。</u></p> <p>(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)</p> <p><b>第23条 略</b></p> <p>(風俗環境保全協議会を置く地域)</p> <p><b>第23条の2</b> <u>法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別表第3に掲げる区域とする。</u></p> <p><b>別表第1 (第4条、<u>第21条の2</u>関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="1171 1013 2020 1066"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><b>別表第3 (第5条、<u>第21条の2</u>、<u>第23条の2</u>関係)</b></p> <table border="1" data-bbox="1171 1289 2020 1372"> <tr> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td>2 唐津市の区域のうち、<u>県道唐津停車場線と県道虹の松原線</u></td> </tr> </table>	略	1 略	2 唐津市の区域のうち、 <u>県道唐津停車場線と県道虹の松原線</u>
略							
1 略							
2 唐津市の区域のうち、 <u>県道唐津停車場線と一般国道204号</u>							
略							
1 略							
2 唐津市の区域のうち、 <u>県道唐津停車場線と県道虹の松原線</u>							

改正前	改正後								
<p>との交差点を起点1とし、順次同一般国道、町田川左岸線、市道唐津駅前アルピノ線及び県道唐津停車場線を経て起点1に至る線で囲まれた区域並びに町田川右岸線と一般国道204号との交差点を起点2とし、順次同一般国道、市道材木町3号線、市道紺屋町船宮線及び町田川右岸線を経て起点2に至る線で囲まれた区域</p>	<p>との交差点を起点1とし、順次同県道、町田川左岸線、市道唐津駅前東新興町線及び県道唐津停車場線を経て起点1に至る線で囲まれた区域並びに町田川右岸線と県道虹の松原線との交差点を起点2とし、順次同県道、市道材木町三号線、市道紺屋町船宮町線及び町田川右岸線を経て起点2に至る線で囲まれた区域</p>								
<p><b>別表第4</b>（第8条、第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 592 1099 646"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p><b>別表第4</b>（第8条、第21条の4、第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 592 2018 646"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略						
略									
略									
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。</li> <li>「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。</li> <li>「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「昼間」とは、午前6時後午後6時前の時間をいう。</li> <li>「夜間」とは、午後6時から翌日の午前0時前の時間をいう。</li> </ol>								
<p><b>別表第5</b>（第12条、第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="248 903 1099 1375"> <thead> <tr> <th>営業の種類</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第2条第6項第1号の営業</td> <td>県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7417番地先から大字富岡字崎田7818番の3まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番の1、7384番の2、7384番の5、7384番の12、7384番の13、7385番の5、7385番の6、7385番の7、7385番の8、7385番の9、7385番の13、7385番の14、7385番の15、7423番、7423番の1、7424番及び又7424番の</td> </tr> </tbody> </table>	営業の種類	地域	1 法第2条第6項第1号の営業	県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7417番地先から大字富岡字崎田7818番の3まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番の1、7384番の2、7384番の5、7384番の12、7384番の13、7385番の5、7385番の6、7385番の7、7385番の8、7385番の9、7385番の13、7385番の14、7385番の15、7423番、7423番の1、7424番及び又7424番の	<p><b>別表第5</b>（第12条、第14条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1176 903 2018 1375"> <thead> <tr> <th>営業の種類</th> <th>地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 法第2条第6項第1号の営業</td> <td>県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7427番1地先から7369番4地先まで）及び市道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7369番4地先から大字富岡字崎田7818番2地先まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番1、7384番2、7384番5、7384番12、7384番13、7384番14、7385番5、7385番6、7385番7、7385番8、7385番9、7385番</td> </tr> </tbody> </table>	営業の種類	地域	1 法第2条第6項第1号の営業	県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7427番1地先から7369番4地先まで）及び市道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7369番4地先から大字富岡字崎田7818番2地先まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番1、7384番2、7384番5、7384番12、7384番13、7384番14、7385番5、7385番6、7385番7、7385番8、7385番9、7385番
営業の種類	地域								
1 法第2条第6項第1号の営業	県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7417番地先から大字富岡字崎田7818番の3まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番の1、7384番の2、7384番の5、7384番の12、7384番の13、7385番の5、7385番の6、7385番の7、7385番の8、7385番の9、7385番の13、7385番の14、7385番の15、7423番、7423番の1、7424番及び又7424番の								
営業の種類	地域								
1 法第2条第6項第1号の営業	県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7427番1地先から7369番4地先まで）及び市道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7369番4地先から大字富岡字崎田7818番2地先まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番1、7384番2、7384番5、7384番12、7384番13、7384番14、7385番5、7385番6、7385番7、7385番8、7385番9、7385番								

改正前	改正後
<p>地域並びに大字富岡字内町又7471番、 7472番の1、7472番の2、7474番の1、 7474番の2、7474番の3、7474番の4、 7475番の1、7475番の2、7476番の1、 7476番の2、7476番の3、7476番の4、 7478番の第1、7478番の第2、7478番の 第3、7479番の1、7479番の第2、7479 番の第3、7479番の4、7479番の第5、 7479番の6、7479番の7、7479番の8、 7479番の9、7479番の10、7479番の11、 7480番の1、7480番の2、7481番の1、 7481番の2、7482番の1、7482番の2、 7482番の3、7482番の4、7482番の5、 7482番の口、7483番のイ、7484番の1、 7484番の2、7484番の3、7484番の4、 7485番、7488番、7489番、7490番、7491 番、7491番の第1、7491番の第2、又 7492番、7492番の第1、7492番の第2、 又7492番の2、7492番の第3、又7492番 の第3、7492番の第4、又7492番の第4、 7492番の第5、7493番の1、又7493番の 第1、7493番の第2、又7493番の第2、 7493番の第3、7493番の4、7493番の5、 7494番、7495番、7497番の1、7497番の 第2、7497番の第3、7497番の4、7498 番、7499番、7500番、7501番の1及び 7501番の2の地域並びに大字武雄字柄崎</p>	<p>13、7385番14、7385番15、7423番1、 7423番2及び7424番の地域、大字富岡字 内町7471番2、7472番1、7472番2、7472 番3、7472番4、7472番5、7474番1、 7474番2、7474番3、7475番1、7476番 1、7477番2、7478番1、7478番2、 7479番9、7479番10、7480番1、7481番 1、7481番3、7482番2、7482番3、 7482番6、7482番7、7483番1、7483番 2、7484番1、7484番2、7484番3、 7484番4、7485番、7490番、7492番1、 7493番1、7493番4、7493番5、7493番 6、7493番7、7495番、7497番1、7497 番4、7497番5、7498番、7499番、7500 番1、7500番2、7501番1、7501番2及 び7501番3の地域並びに大字武雄字柄崎 7416番1、7416番3、7416番4、7417番、 7425番、7426番、7427番1、7427番2、 7427番3、7427番4及び7428番1の地域 並びに嬉野市嬉野町のうち大字下宿字嬉 ノ松乙548番5地先国道34号十字路の中 心点（以下この項において「基点1」と いう。）及び字大畑乙2202番11地先国道 34号十字路の中心点、大字岩屋川内字山 伏塚甲314番2地先市道病院通り線十字 路の中心点並びに大字下野字壺本椎甲 5713番地先市道中井手線十字路の中心点</p>

改正前		改正後	
	<p>7416番の1、7416番の3、7417番、7418番、7420番、7421番、7422番の1、7422番の2、7422番の3、7425番、7426番、7427番、7427番の1及び7428番のイの地域並びに嬉野市嬉野町のうち大字下宿字嬉ノ松乙548番の1地先国道34号十字路の中心点（以下この項において「基点1」という。）及び字大畑乙2202番の11地先国道34号十字路の中心点、大字岩屋川内字山伏塚甲314番地先市道病院通り線十字路の中心点並びに大字下野字壺本椎甲76番の3地先市道鷹ノ巣線十字路の中心点（以下この項において「基点2」という。）を順次結んだ線並びに基点1と基点2を結んだ線に囲まれた区域内の地域を除く。）</p>		<p>（以下この項において「基点2」という。）を順次結んだ線並びに基点1と基点2を結んだ線に囲まれた区域内の地域を除く。）</p>
2・3 略		2・3 略	
<p>4 法第2条第6項第4号の営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造設備を有する営業 (1) 個室に接続</p>	<p>県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7417番地先から大字富岡字崎田7818番の3まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番の1、7384番の2、7384番の5、7384番の12、7384番の13、7385番の5、7385番の6、7385番の7、7385番の8、7385番の9、7385番の13、7385番の14、7385番の15、7423</p>	<p>4 法第2条第6項第4号の営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて、次のいずれかに該当する構造設備を有する営業 (1) 個室に接続</p>	<p>県内全地域（武雄市のうち県道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7427番1地先から7369番4地先まで）及び市道武雄温泉線（武雄町大字武雄字柄崎7369番4地先から大字富岡字崎田7818番2地先まで）の路端から50メートルの区域内の地域並びに武雄町大字武雄字柄崎7384番1、7384番2、7384番5、7384番12、7384番13、7384番14、7385番5、7385番6、</p>



改正前		改正後	
<p>する車庫（2以上の側壁（カーテン、ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）の出入口が扉等によって遮へいできるもの</p> <p>(2) 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの</p> <p>(3) 個室と車庫とが専用の通路によって接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの</p>	<p>番、7423番の1、7424番及び又7424番の地域並びに大字富岡字内町又7471番、7472番の1、7472番の2、7474番の1、7474番の2、7474番の3、7474番の4、7475番の1、7475番の2、7476番の1、7476番の2、7476番の3、7476番の4、7478番の第1、7478番の第2、7478番の第3、7479番の1、7479番の第2、7479番の第3、7479番の4、7479番の第5、7479番の6、7479番の7、7479番の8、7479番の9、7479番の10、7479番の11、7480番の1、7480番の2、7481番の1、7481番の2、7482番の1、7482番の2、7482番の3、7482番の4、7482番の5、7482番の口、7483番のイ、7484番の1、7484番の2、7484番の3、7484番の4、7485番、7488番、7489番、7490番、7491番、7491番の第2、7491番の第2、又7492番、7492番の第1、7492番の第2、又7492番の2、7492番の第3、又7492番の第3、7492番の第4、又7492番の第4、7492番の第5、7493番の1、又7493番の第1、7493番の第2、又7493番の第2、7493番の第3、7493番の4、7493番の5、7494番、7495番、7497番の1、7497番の第2、7497番の第3、7497番の4、7498番、7499番、7500番、7501番の1及び</p>	<p>する車庫（2以上の側壁（カーテン、ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）の出入口が扉等によって遮へいできるもの</p> <p>(2) 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの</p> <p>(3) 個室と車庫とが専用の通路によって接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの</p>	<p>7385番7、7385番8、7385番9、7385番13、7385番14、7385番15、7423番1、7423番2及び7424番の地域並びに大字富岡字内町7471番2、7472番1、7472番2、7472番3、7472番4、7472番5、7474番1、7474番2、7474番3、7475番1、7476番1、7477番2、7478番1、7478番2、7479番9、7479番10、7480番1、7481番1、7481番3、7482番2、7482番3、7482番6、7482番7、7483番1、7483番2、7484番1、7484番2、7484番3、7484番4、7485番、7490番、7492番1、7493番1、7493番4、7493番5、7493番6、7493番7、7495番、7497番1、7497番4、7497番5、7498番、7499番、7500番1、7500番2、7501番1、7501番2及び7501番3の地域並びに嬉野市嬉野町のうち大字下宿字嬉ノ松乙548番5地先国道34号十字路の中心点（以下この項において「基点1」という。）、字大畑乙2202番11地先国道34号十字路の中心点、字柿ノ木田乙2321番9地先曙橋の中心点及び字宿下乙2371番7地先中井手橋の中心点（以下この項において「基点2」という。）を順次結んだ線並びに基点1と基点2を結んだ線に囲まれた区域内の地域を除く。）</p>

改正前		改正後	
	7501番の2の地域並びに嬉野市嬉野町のうち大字下宿字嬉ノ松乙548番の1地先国道34号十字路の中心点（以下この項において「基点1」という。）、字大畑乙2202番の11地先国道34号十字路の中心点、字柿ノ木田乙2321番の3地先曙橋の中心点及び字宿下乙692番の1地先中井手橋の中心点（以下この項において「基点2」という。）を順次結んだ線並びに基点1と基点2を結んだ線に囲まれた区域内の地域を除く。）		
5～7 略		5～7 略	

別表第6（第24条関係）

納付義務者	区分	額
1 法第3条第1項の許可（以下「 <u>営業許可</u> 」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について <u>営業許可</u> を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下「 <u>遊技機認定</u> 」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下「 <u>未認定遊技機</u> 」という。）がないとき。	

別表第6（第24条関係）

納付義務者	区分	額
1 法第3条第1項の許可（以下「 <u>風俗営業許可</u> 」という。）を受けようとする者	(1) ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業について <u>風俗営業許可</u> を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定（以下「 <u>遊技機認定</u> 」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下「 <u>未認定遊技機</u> 」という。）がな	

改正前		改正後		
	<p>ア・イ 略</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>略</p> <p>(1)のア又はイに定める額に、2,800円（法第20条第4項の検定（以下「遊技機検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それ</p>	<p>いとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(2) ぱちんこ屋又は政令第8条に規定する営業について風俗営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>略</p> <p>(1)のア又はイに定める額に、2,800円（法第20条第4項の検定（以下「遊技機検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それ</p>

改正前			改正後		
	(3) ぱちんこ屋及び政令第7条に規定する営業以外の風俗営業について <u>営業許可</u> を受けようとする場合 ア・イ 略	ぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額  略		(3) ぱちんこ屋及び政令第8条に規定する営業以外の風俗営業について <u>風俗営業許可</u> を受けようとする場合 ア・イ 略	ぞれ10の項の(3)の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額  略
2～13 略			2～13 略		
14	法第24条第6項の営業所の管理者の講習を受けようとする者	講習1時間につき650円	14	法第24条第6項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の営業所の管理者の講習を受けようとする者	講習1時間につき650円
15～17 略			15～17 略		
			18	法第31条の22の許可(以下「 <u>特定遊興飲食店営業許可</u> 」という。)を受けようとする者	(1) 3月以内の期間を限って営む営業 (2) その他の営業  14,000円 24,000円

改正前	改正後		
	<u>19 法第31条の23</u> <u>において準用す</u> <u>る法第5条第4</u> <u>項の規定に基づ</u> <u>く許可証の再交</u> <u>付を受けようと</u> <u>する者</u>		<u>1,100円</u>
	<u>20 法第31条の23</u> <u>において準用す</u> <u>る法第7条第1</u> <u>項の規定に基づ</u> <u>く特定遊興飲食</u> <u>店営業の相続に</u> <u>係る承認を受け</u> <u>ようとする者</u>		<u>8,600円</u>
	<u>21 法第31条の23</u> <u>において準用す</u> <u>る法第7条の2</u> <u>第1項の規定に</u> <u>基づく特定遊興</u> <u>飲食店営業者た</u> <u>る法人の合併に</u> <u>係る承認を受け</u> <u>ようとする者</u>		<u>11,000円</u>
	<u>22 法第31条の23</u>		<u>11,000円</u>

改正前	改正後		
	<p>において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店業者たる法人の分割に係る承認を受けようとする者</p>		
	<p>23 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者</p>		<p><u>9,900円</u></p>
	<p>24 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換えを受けようとする者</p>		<p><u>1,400円</u></p>
	<p>25 法第31条の23において準用する法第10条の2</p>		<p><u>13,000円</u></p>

改正前	改正後	
	<u>第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者</u>	
<p>備考</p> <p>1 <u>営業許可を受けようとする者が同時に他の営業許可を受けようとする場合における当該他の営業許可に係る手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第4条第3項の規定が適用される営業所につき営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</u></p> <p>3～8 略</p>	<p>26 <u>法第31条の23において準用する法第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付を受けようとする者</u></p>	<p>1,100円</p> <p>備考</p> <p>1 <u>風俗営業許可を受けようとする者が同時に他の風俗営業許可を受けようとする場合における当該他の風俗営業許可に係る手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第4条第3項の規定が適用される営業所につき風俗営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ1の項の右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</u></p> <p>3～8 略</p> <p>9 <u>特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ18の項の右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。</u></p> <p>10 <u>法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適</u></p>

改正前	改正後
	<p>用される営業所につき特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ18の項の右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。</p> <p>11 20の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から4,800円を減じた額とする。</p> <p>12 21の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から7,700円を減じた額とする。</p> <p>13 22の項の承認を受けようとする者が同時に他の同項の承認を受けようとする場合における当該他の同項の承認に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から7,700円を減じた額とする。</p> <p>14 25の項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合における当該他の同項の認定に係る手数料の額は、それぞれ同項の右欄に定める額から3,000円を減じた額とする。</p>

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

**第2条** 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年佐賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(景品買行為の禁止)</p> <p><b>第7条</b> 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号)の営業</p>	<p>(景品買行為の禁止)</p> <p><b>第7条</b> 何人も、遊技場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号)の営業</p>



改正前	改正後
<p>をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場を営む者が客に提供した賞品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとして、その賞品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>	<p>をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場を営む者が客に提供した賞品を転売するため、又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又は客につきまとして、その賞品を買い、又は買おうとしてはならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中別表第3（同表中「第6条」を「第5条、第21条の2、第23条の2」に改める部分を除く。）及び別表第5の改正規定 公布の日
  - (2) 次項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日  
（特定遊興飲食店営業の許可の事前申請に係る手数料の徴収）
- 2 改正法の施行の日前に改正法附則第2条第1項の規定により改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可の申請が行われたときは、この条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第6の18の項の規定の例による。